

# 入札心得

(入札書提出)

公益財団法人 福井県学校給食会

## 入札心得

この入札心得は、公益財団法人福井県学校給食会が発注する契約に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」と言う。）が守らなければならぬ事項を定めるものとする。

第1 入札書は、所定の手続きにより指定された日までに提出（送付）しなければならない。

第2 入札参加者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の書換えまたは撤回をすることはできない。

第3 予定価格以下の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。

なお、次の各号に該当する無効な入札を行った者は、再度の入札が行われる場合においても、これに参加させない。

- (1) 入札に加わる資格がない者または資格のなくなった者のした入札
- (2) 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者の入札
- (3) 同一の入札者がした二以上の入札
- (4) 入札者が連合した入札
- (5) 最低制限価格が設けられている場合において、これに満たない金額をもって行った入札
- (6) 金額その他要点を確認することができない入札
- (7) 前各号のほか、入札条件に違反した入札

第6 再度の入札執行は、初回の入札日より平日5日以内において入札執行者の指定する日時に行うので、その前日（必着）までに入札書を再送付しなければならない。

第7 入札は非公開で実施する。  
結果については、後日郵送にて報告する。

第8 入札参加資格の確認を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次の要領で申し出るものとする。

- (1) 入札辞退届を契約担当者に送付（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
- (2) 入札書提出後は、開札の前後を問わず入札の取り消し（辞退）をすることはできない。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第9 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行なってはならない。

第10 入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめがある。

第11 入札参加者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。。

また、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、後日入札を実施し、それでも落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、入札立会人がくじを引き、落札者を決定する。

第12 落札者が、落札決定の日から5日以内に契約を締結しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

- 2 前項により契約を締結しない場合は、公益財団法人福井県学校給食会は、一切の損害賠償の責を負わない。